

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例(令和8年3月26日京都市条例第61号)
(建設局自転車政策推進室)

- 1 京都市嵐山観光駐車場に係る自家用車等の駐車料金の上限額の適正化を図ることとしました。
 - 2 繁忙期（特に車両を駐車させようとする者が多いと見込まれる時期として市長が告示で定める期間をいう。）における車両の駐車（月ぎめによる自家用車等の駐車を除く。）に係る駐車料金については、特別駐車料金とすることを明確化することとしました。
- この条例は、令和8年10月1日から施行することとしました。

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第61号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第3 1京都市嵐山観光駐車場の項中「1,040」を「1,500」に改め、同表2京都市嵐山観光駐車場の項中「1,250」を「2,000」に改め、同表2備考1中「表は、」の右に「繁忙期（特に車両を駐車させようとする者が多いと見込まれる時期として市長が告示で定める期間をいう。）における車両の駐車及び」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市観光駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3 2備考1の規定による告示は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車に係る駐車料金について適用し、同日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(建設局自転車政策推進室)